

生駒市条例第 12 号

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例を廃止する条例

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例（昭和 42 年 4 月生駒市条例第 9 号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。